

項目	調整内容
	<p>現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言を制定する。</p> <p>3 名誉市民制度 現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。 なお、現名誉市町民は、新市に継承する。</p> <p>4 表彰制度 現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。 なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。</p>
20 行政区の取扱い	<p>非常勤特別職としての区長制度は存続する。ただし、公達員制度は廃止する。</p> <p>区長の職務については、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民の意見の取りまとめに関すること 2 土木事業促進に関すること 3 市行政の連絡事務に関すること 4 広報等文書の配布に関すること 5 その他市長が必要と認めること <p>また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。</p> <p>なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ることとする。</p>
21 公共的団体等の取扱い	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業目的が各市町に共通する団体 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一体性を保つため、できる限り統合に向け調整に努める。 (2) 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。 2 独自の事業目的を持つ団体 原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながらそのあり方について調整に努める。
22 国民健康保険事業の取扱い	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある国民健康保険事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の税率・税額については、合併年度は、合併前の市町による不均一課税とし、翌年度以降は、稲沢市の税率・税額を基に応益割合（均等割及び平等割による課税の割合）を45%以上とする税率・税額を算定の上適用する。 ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間、不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。 また、国民健康保険税の本算定月及び納期数については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。 2 保険給付については、稲沢市の制度に統一する。 3 人間ドック事業のうち、検診方法及び項目については、1市2町で現在行っている方法を参考に受診者が選択できる制度とする。 なお、受診者負担額は、3割とする。 4 国民健康保険事業基金については、合併時までに適正な基金保有額を積み立てるように努力し、新市に引き継ぐものとする。 5 国民健康保険特別会計繰入金については、不均一課税に伴う合併時の緩和措置による繰入金を除き、稲沢市の繰入金基準とする。 6 国民健康保険運営協議会の委員定数及び構成については、稲沢市の例による。ただし、合併後当分の間、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。
23 介護保険事業の取扱い	<p>介護保険事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業計画については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとする。 2 第1号被保険者の介護保険料については、平成17年度から稲沢市の保険料に統一し、保険料の賦課及び納期については、稲沢市の制度に統一するものとする。 3 介護保険給付費準備基金については、合併時に統合する。 4 介護認定審査会については、地域の実情を反映できるよう見直しを行うものとする。
24 消防団の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団については、現行の稲沢市消防団、祖父江町消防団及び平和町消防団を新市に引き継ぎ、3団を統括する連合消防団長を設けることとする。ただし、平成20年度に、消防団を1団に統合することとする。 2 報酬及び費用弁償等については、稲沢市の例により調整する。 3 分団等の組織については、現行制度を基本に、稲沢市の例により調整を行い、合併後、組織体制のあり方について検討するものとする。
25 各種事務事業の取扱い	(以下の各項目のとおり)
-1 国際交流・広域交流事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市交流 現行のとおりとする。 2 国際親善 稲沢市の事業を継続する。 3 国際交流機関 原則として、現行のとおりとするが、合併後、そのあり方について調整に努める。

項目	調整内容
-2 電算システム事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 電算システムについては、稲沢市の処理方法（システム）に統一することを原則とし、業務毎の実態に応じて、次のいずれかにより措置する。 なお、システムの切り替え、データ変換等の方法や時期について必要な事項は別途調整する。 (1) 「完全統合システム」で運用する。 稲沢市のシステムに必要な改修と必要なデータを統合（データ変換・データ入力）し、合併時から運用するもの。 (2) 「一部統合システム」で運用する。 稲沢市のシステムに必要な改修と必要な部分のデータを調製のうえシステム化し運用するが、関係データの統合（データ変換・データ入力）は合併後とするもの。（データの統合が発生しないシステムを含む。） (3) 「現行システム」を継続して運用する。 現行システムをそのまま継続し、システム改修やデータ統合等は行わない取扱いとするもの。 (4) 「新規システム」で運用する。 合併に伴い新たなシステムを構築し、必要なデータを統合・調整したうえで運用するもの。 (5) 対応せず。 システム上の対応は行わないもの。 2 システムの運用に際して必要なセキュリティについては、稲沢市の制度を基に調整し、機器・ネットワーク環境及びシステム・データ環境における対策を図るものとする。
-3 広報広聴関係事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙の編集発行 編集、発行回数は合併時に稲沢市の制度に統一する。 2 広報広聴刊行物の編集発行 合併後、新市において調整する。 3 その他の広報事業 原則として稲沢市の事業を継続する。
-4 納税関係事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種手続き等の窓口については、原則として、現行のとおりとする。 2 口座振替制度については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、適用時期については、稲沢市の制度に統一する。 3 固定資産評価審査委員会の委員定数は6人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるよう考慮し、決定する。
-5 消防防災関係事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部及び消防署については、現行のとおりとする。ただし、名称については、新市名を冠した名称とする。 2 地域防災計画については、合併後速やかに、新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでは、現計画を新市に引き継ぎ、運用することとする。 3 中島郡祖父江町及び中島郡平和町が他町村と締結している各種応援協定については、合併時に廃止する方向で調整する。 4 総合防災訓練については、合併後速やかに、新市において調整することとする。 5 防災行政無線については、新市に引き継ぎ、その運用方法については、合併までに統一する方向で調整することとする。 6 消防設備設置費等補助金については、稲沢市の例により調整する。 7 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぎ、自主防災組織への補助については、稲沢市の例により調整する。 ただし、祖父江町自主防災会連絡協議会は、合併時に廃止する方向で調整する。 8 防災会議については、合併時に稲沢市の制度に統一する。 9 祖父江町消防委員会については、合併時に廃止する方向で調整する。
-6 交通関係事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 稲沢市が実施している稲沢市コミュニティタクシー運行試行事業（ふれ愛タクシー）については、合併翌年度（平成17年度）から廃止する。中島郡祖父江町が実施している祖父江町巡回バス運行管理業務委託事業については、合併後3年間を目途に、現中島郡祖父江町域においてのみ継続する。ただし、利用料金を100円とし、「地域と公共施設巡回コース」は廃止する。 2 交通災害共済事業については、合併時をもって加入申込みの受け付けを停止する。 3 防犯灯設置等に係る補助制度については、合併時に稲沢市の制度に統一する。
-7 窓口業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 祖父江町役場及び平和町役場で行っている住民登録、戸籍届や印鑑登録等にかかる窓口業務については、引き続き、支所において取り扱うこととする。 2 窓口業務にかかる手数料については、適正かつ応分の負担となるよう見直しを行うものとする。
-8 保健衛生事業	<p>保健衛生事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康手帳の交付については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の方式に統一する。 2 成人の基本健康診査事業については、稲沢市の制度に統一する。 3 歯周病検診事業については、稲沢市の制度に統一する。 4 骨密度検査、がん検診の負担金については、1市2町の実態を勘案し、見直すものとする。 5 産後ケア事業については、平成17年度から中島郡祖父江町の制度を実施する。 6 予防接種事業については、ポリオ、BCGを除いた乳幼児の三種混合、二種混合、日本脳炎、麻しん及び風しんは、個別接種とする。 7 訪問指導、健康教育、健康相談、機能訓練及び療育支援事業等については、稲沢市の制度を基に合併時に再編する。
-9 障害者福祉事業	<p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある障害者福祉事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心身障害者扶助料については、稲沢市の制度に統一する。